

燕市保育士等修学資金貸与条例の制定について

燕市保育士等修学資金貸与条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市保育士等修学資金貸与条例

(趣旨)

第1条 この条例は、保育士等の人材確保及び人材の地元定着に資するため、将来、本市において保育・教育等の業務に従事しようとする者に対し、養成施設等の修学に要する資金(以下「修学資金」という。)を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第18条の4に規定する保育士及び教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第2条第1項に規定する幼稚園並びに幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭並びに講師をいう。
- (2) 養成施設等 法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設及び大学、短期大学等の幼稚園教諭養成課程(通信制によるものを除く。)をいう。
- (3) 保育所等 次に掲げる施設をいう。
 - ア 法第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園
 - ウ 法第34条の15第2項に規定する認可を受けた者が法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設
 - エ 法第59条の2第1項に規定する認可を受けていない施設で、同項に規定する届出をした施設

(貸与対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 養成施設等に在学しており、免許法第5条第1項の規定による幼稚園教諭免許状(以下「免許状」という。)を取得しようとし、かつ、法第18条の18第1項の規定による保育士の登録(以下「保育士登録」という。)をしようとする者

(2) 養成施設等を卒業後、市内の保育所等において保育士等として保育・教育業務に従事しようとする者

(3) 市内の社会福祉法人が実施する保育士修学資金の貸与を受けていない者

(修学資金の額)

第4条 修学資金の貸与額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 本人又はその保護者等が、燕市に住民登録をしている者(養成施設等の入学時期までに燕市に住民登録していた者を含む。) 月額5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額3万円

2 修学資金の利息は、無利子とする。

(貸与の期間)

第5条 修学資金を貸与する期間は、修学資金の支給を開始する月として決定された月からその者の在学する学校の正規の修学期間が終了する月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害、傷病その他のやむを得ない事由により、正規の修学期間後においても在学することとなったときは、当該正規の修学期間後の期間を修学資金の貸与期間とすることができる。

(修学資金の申請)

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、連帯保証人2名を立て、市長に申請書を提出しなければならない。

(修学資金の貸与の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、貸与の可否及び貸与額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

る。

(修学資金の貸与の取消し)

第8条 市長は、修学資金の貸与の決定を受けた者が次に掲げる事由に該当する場合には、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を行わないものとする。

(1) 死亡した場合

(2) 退学した場合

(3) 修学資金の貸与を辞退した場合

(4) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸与を受けた場合

2 修学資金の貸与の決定を受けた者は、修学資金の貸与を辞退するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(修学資金の貸与の停止)

第9条 市長は、修学資金の貸与の決定を受けた者が次に掲げる事由に該当する場合には、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の消滅した日の属する月の分までの修学資金の貸与を停止するものとする。

(1) 休学した場合

(2) 停学処分を受けた場合

(修学資金の返還)

第10条 貸与を受けた修学資金は、規則で定める期間内にこれを返還しなければならない。

(修学資金の返還猶予)

第11条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他のやむを得ない事由によって、一時的に修学資金の返還が困難となったときは、願い出により相当の期間その返還を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間中において、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 貸与期間終了後、更に養成施設等において修学している場合

(2) 市内の保育所等において、保育士等の業務に従事している場合

(修学資金の返還免除)

第12条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障のため労働能力を失い、修学資金の返還未済額の全部又は一部について返還不能又は困難となったときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

2 市長は、修学資金の貸与を受けた者(養成施設等を卒業した者に限る。)が次のいずれにも該当することとなった場合には、修学資金の返還未済額の返還を免除することができる。

(1) 養成施設等を卒業した日から1年以内に免許状を授与され、かつ、保育士登録をした場合

(2) 免許状を授与され、かつ、保育士登録をした後、直ちに市内保育所等において保育士等として保育・教育業務に従事し、その継続期間(災害、傷病その他のやむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。)が5年に達した場合

(延滞金)

第13条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額に燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)第10条及び第10条の2の規定を準用して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を延滞金として徴収することができる。ただし、延滞金が100円未満の場合は、徴収しない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和10年3月31日限り、効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金の貸与を受けた者については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。